

大分県がん診療連携協議会専門部会に関する申合せ

平成20年7月29日制定

(趣旨)

1 大分県がん診療連携協議会規程第7条の規定に基づき、大分県がん診療連携協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

2 専門部会の担当業務及び大分大学医学部附属病院（以下「分大病院」という。）の支援組織は、次のとおりとする。

専門部会名称	担当業務	分大病院の支援組織
研修専門部会	・がん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を除く、その他各種研修に係る計画の作成	・腫瘍センター
がん登録専門部会	・大分県内の院内がん登録データの分析、評価	・腫瘍センター ・医療情報部
クリティカルパス専門部会	・地域連携クリティカルパスの整備	・総合患者支援センター ・腫瘍センター
医師派遣専門部会	・診療支援医師の派遣調整	・地域医療対策委員会
情報提供・相談支援専門部会	・地域がん診療に係る情報提供・相談支援の課題検討・情報共有	・総合患者支援センター
がん診療評価専門部会	・がん診療のPDCAサイクル確保のための情報共有と評価	・腫瘍センター
緩和ケア専門部会	・がん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修に係る計画の作成、緩和ケア提供体制の課題検討・情報共有	・腫瘍センター ・緩和ケアセンター

(構成員)

3 専門部会の構成員は、専門部会長の推薦に基づき、分大病院の病院長が指名する。

(事務)

4 専門部会の事務は、大分大学医学・病院事務部において処理する。

(雑則)

5 この申合せに定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、平成20年7月29日から施行する。

附 則

この申合せは、平成25年10月15日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年10月7日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年12月10日から施行する。